

① 出願審査請求制度

審査請求は、特許出願のうち必要なものだけ審査することで特許庁の負担を軽減すると、出願人が審査を受ける出願を選択することで費用負担を軽減するのを目的としています。行政不服申立ての審査請求とは異なります。

(1) 審査請求はいつしたら良いですか？

出願から**3年以内**に審査請求しないと、出願は取り下げたものとみなされます。3年ギリギリで審査請求した場合、特許権が成立するのに2年くらい掛かったとすると、特許権は**約15年**存続させることが可能です。



出願から**1年6ヶ月**で**出願公開**されます。即ち、自己の出願より前に出願されたものも既に公開されています。これ以降なら先行技術調査をして特許が取れそうかどうか判断した上で審査請求することができます。



出願から**1年以内**は、**(国内)優先権主張**が可能です。特許出願は、新規事項を追加する補正はできませんが、国内優先権を主張すれば、改良点などを追加した新出願をすることが可能です。別の出願となるので、審査請求も別途する必要があります。優先権主張しないことをはっきりさせた上で審査請求しても良いです。



出願と同時に審査請求し、さらに早期審査を申請すると**1年以内**に特許権が成立することがあります。そうすると、特許権を**約19年**存続させることが可能となります。また、国内で特許が取れたことを以て、**外国出願(1年以内)**するかどうか判断することも可能です。さらに、出願公開前に拒絶査定が確定すれば公開されないの、拒絶理由を解消させた内容で**出願し直す**ことも可能な場合があります(公開後の出願は新規性がなく特許になりません)。

(2) 審査請求を取り下げることができますか？

審査請求を取り下げることができませんが、特許庁が審査に着手する前に**特許出願を取り下げれば**、審査請求料の半額を返還してもらうことができます。自動的に返ってこない、半年以内に返還請求をする必要があります。なお、国内優先権主張により基礎出願がみなし取下げになる場合なども対象となります。

こちら特許部

ニッポウ
NIPPO 日峯国際特許事務所

ご質問やご相談を承ります。

どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

 **029-228-5622**

 info@nippo-patent.jp